

# 大阪府防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は大阪府防災会議条例（昭和37年大阪府条例第29号）第8条の規定に基づき、大阪府防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は会長が招集し、議長となる。

2 会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(職務代理)

第3条 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副知事の職にある委員が、その職務を代理する。

(専決処分)

第4条 緊急を要し会議を招集するいとまがないと認めるとき、又はやむを得ない事情により会議を招集することができないとき、若しくは軽易な事項については、会長は会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分をすることができる。

(1) 大阪府地域防災計画に基きその実施を推進すること。(災害対策基本法（以下「法」という。）第14条)

(2) 災害に関する情報を収集すること。(法第14条)

(3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。(法第14条)

(4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。(法第14条)

(5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。(法第21条)

(6) 災害対策本部の設置及び連絡に関すること。(法第23条)

(7) 大阪府地域防災計画資料集の修正に関すること。(法第40条)

(8) 市町村防災会議の協議会の設置に関すること。(法第19条)

(9) 市町村地域防災計画の修正についての意見に関すること。(法第42条)

2 会長は前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(部会)

第5条 会議に部会を置き、部会長が招集し、議長となる。

(幹事会等)

第6条 会議の幹事をもって幹事会を組織する。

2 幹事会は会長が招集する。

3 幹事のうち若干人を常任幹事とし、会長が指名する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は大阪府危機管理室が掌理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、そのつど会長が定める。

附則

この要綱は、昭和38年3月31日より実施する。

附則

この要綱は、昭和57年2月16日より実施する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日より実施する。

附則

この要綱は、平成11年12月27日より実施する。

附則

この要綱は、平成12年4月13日より実施する。

附則  
この要綱は、平成15年5月30日より実施する。

附則  
この要綱は、平成24年11月8日より施行する。